

外国人の中国への渡航に関する入出国管理の基礎について

2026年9月21日、国家移民管理局から、個人に義務付けられる外国人臨時宿泊登記についてインターネットを通じて登記手続きができるサービスを全国に拡大することが発表されました。すでに上海市では数年前から試験的にウェブサイト上で登記手続きができるようになっていましたが、これからはこれが全国に拡大されることになります。今回は、外国人臨時宿泊登記に関する義務の内容と、これを含む外国人の中国への渡航に関する入出国管理の基礎について説明します。

1. 中国における外国人の入出国管理

中国では、出国入国管理法以下の法令において、外国人の中国への入国及び滞在、出国に関して規定されています。中国国民と異なり、外国人は中国に入国してから出国するまで、中国から許可された範囲内において活動することが認められるにすぎません。そのため、入国から出国までの過程において、①法令に規定される手続を怠らないこと、②許可された条件を逸脱しないこと、という観点での注意が必要となります。

2. 入国前の手続

中国への入国にあたっては、原則として事前に入国目的に基づいた『ビザ（査証）』の申請が必要となります。入国目的ごとのビザの種類は以下の通りとなります。なお、既に中国国内において以下で説明する『居留許可』を取得している場合には、改めてビザの申請は必要がありません。

◇入国目的とビザの種類（抜粋）

ビザの種類	入国目的	入国後の条件
L	観光	
M	商務・貿易	
F	交流、訪問、視察	
Z	就労	入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要
S1	家族団らん、私的事務（長期）	入国から30日以内に『居留許可』の申請が必要
S2	家族団らん、私的事務（短期）	

また、2024年11月22日以降、日本の普通パスポート（一般旅券）保有者が、ビジネス、観光、親族知人訪問、交流訪問を目的として入国する場合に、入国からの滞在期間が30日以内であることを条件として、事前のビザ申請が免除されることとされています。しかしながら、このビザ免除措置については期限が付されており、2026年12月31日までとされています。

3. 入国と入国後の臨時宿泊登記

中国への到着後、入国にあたって入国審査が行われます。入国後は「臨時宿泊登記」が必要とされますが、ホテル等の宿泊施設で宿泊する場合と、宿泊施設以外で宿泊する場合とで手続きの

実施者が異なります。ホテル等の宿泊施設で宿泊する場合には、宿泊施設に臨時宿泊登記の手続きが義務付けられ、外国人はこの手続きに協力することで足りる。一方、宿泊施設以外で宿泊する場合には、外国人本人もしくはこれを受け入れる家主に対し、入居から 24 時間以内に入居地の公安機関において臨時宿泊登記を行うことが義務付けられています。この登記は、入国するすべての外国人に対して義務付けられているため、『ビザなし渡航』や以下で説明する『居留許可』を取得している場合であっても手続きが必要となります。なお、臨時宿泊登記は、入国後のみ必要とされるわけではなく、宿泊、居住場所変更するごとに必要となります。

2026 年 9 月 21 日の発表により、外国人本人が行う臨時宿泊登記については、インターネットを通じて行うことが可能とされています。具体的には、「移民局 12367」アプリケーション、微信(Wechat)もしくは支付宝(Alipay)の「移民局 12367」ミニプログラムにおいて ID 登録の上、手続きを行うことができるとされています。

4. 滞在に必要な手続き

中国への入国後、『ビザ(査証)』において認められる期間について滞在(以下、『停留』とします。)することが可能です。『停留』については、入国後には手続きは必要ありませんが、期日までに出国しなければなりません。

一方、入国目的が長期滞在を前提とする場合には、入国から 30 日以内に『居留許可』申請が必要となります。『居留許可』の申請にあたっては、滞在目的に沿った滞在資格の手配が必要となります。例えば、就労目的の場合には、『就業(工作)許可証』の取得が必要となります。

『居留許可』を取得した場合には、有効期間内において中国国内に滞在することが認められるとともに、一時出国した場合にも改めて『ビザ(査証)』を申請する必要はありません。

◇滞在目的と居留許可の種類(抜粋)

居留許可の種類	滞在目的	滞在資格
就労(工作)	中国国内の企業、単位との雇用契約に基づく就業	就業許可証、など
家族団らん	中国国内に滞在する招聘者(外国人)との家族生活	招聘者の居留許可証及び家族関係を証明する文書
留学	中国国内の教育機関での留学	留学先(学校)が発行する証明文書
永住	中国での永住(生活)	法令が規定する一定の条件を満たした場合

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>